

あやせ大納涼祭開催事業補助金交付要綱

(名称)

第1条 補助金の名称は、あやせ大納涼祭開催事業補助金（以下「補助金」という。）とする。

(目的)

第2条 補助金は、あやせ大納涼祭を開催し、心のふれあう場を持つことにより、広く市民相互の融和と郷土意識を高め、心のかよい合う人間性豊かな地域社会づくりを図ることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、あやせ大納涼祭を主催するあやせ大納涼祭実行委員会（以下「実行委員会」という。）とする。

(補助対象等)

第4条 補助対象は、実行委員会があやせ大納涼祭を実施するために要する経費とする。ただし、花火打上げに係る経費を除く。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する経費以内とし、限度額は予算の範囲内で決定する。

(綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則との関係)

第6条 補助金の交付については、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(決定通知)

第7条 市長は、規則第4条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付を決定したときは、あやせ大納涼祭開催事業補助金交付決定通知書（第1号様式）により、交付しないことを決定したときはその旨を実行委員会に通知するものとする。

(変更等の承認申請)

第8条 実行委員会は、規則第6条第1号及び第2号の規定による承認を受けようとする場合は、あやせ大納涼祭開催事業補助金変更（中止）承認申請書（第2号様式

)により申請するものとする。

(補助金の交付)

第9条 補助金は、交付決定後、適正な請求書の提出があった日から30日以内に支払うものとする。

(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、実行委員会が次の各号のいずれかに該当するときは、交付の決定を取消することができる。この場合において、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部について期限を定めて返還させることができる。

- (1) 提出書類の記載事項に偽りがあったとき。
- (2) 補助金を目的外に使用したとき。
- (3) その他不正な行為があったとき。

(補助金額の確定)

第11条 事業終了後、補助所要額が交付額を上回った場合は、交付した額を補助金の額とする。

2 補助所要額が交付額を下回った場合は、事業終了後60日以内に差額分を返済しなければならない。

(実績報告)

第12条 規則第12条第1項による実績報告書の提出は、事業完了の日又は交付を受けた年度の末日の翌日から起算して、30日以内のいずれか早い日とする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年6月12日から施行する。

(綾瀬いきいき祭り開催事業補助金交付要綱の廃止)

2 綾瀬いきいき祭り開催事業補助金交付要綱(昭和54年10月1日施行)は廃止する。

第1号様式（第7条関係）

あやせ大納涼祭開催事業補助金交付決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

印

年 月 日付けで申請のあったあやせ大納涼祭開催事業補助金の交付については、あやせ大納涼祭開催事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

1 交付決定額 円

2 補助条件

第2号様式（第8条関係）

あやせ大納涼祭開催事業補助金変更（中止）承認申請書

年 月 日

綾瀬市長

申請者 住所又は所在地
名 称
氏名又は代表者名



年 月 日付けで補助金の交付決定を受けたあやせ大納涼祭について、
次のとおり変更（中止）したいので、関係書類を添えて申請します。

	(変更前)	(変更後)
1 変更（中止）の内容		
2 変更（中止）の理由		
3 添付書類		